

景観形成の考え方

横浜スタジアムサインージ計画

令和6年10月29日

横浜スタジアム

目次

設置概要・目的	01
シーン別の演出イメージ	02
①横浜スタジアム利用時の演出機能の強化	03
②周辺施設・地域と連携した演出による回遊促進	06
③横浜市全域で盛り上げるプロジェクトの魅力発信・機運醸成	08
その他（通常時の質の高い空間演出）	09
その他（災害発生時）	10
設置位置・大きさ検討	11
設置位置・大きさの妥当性の検討	12
法的整理・市の施策への整合性・審査体制について	13



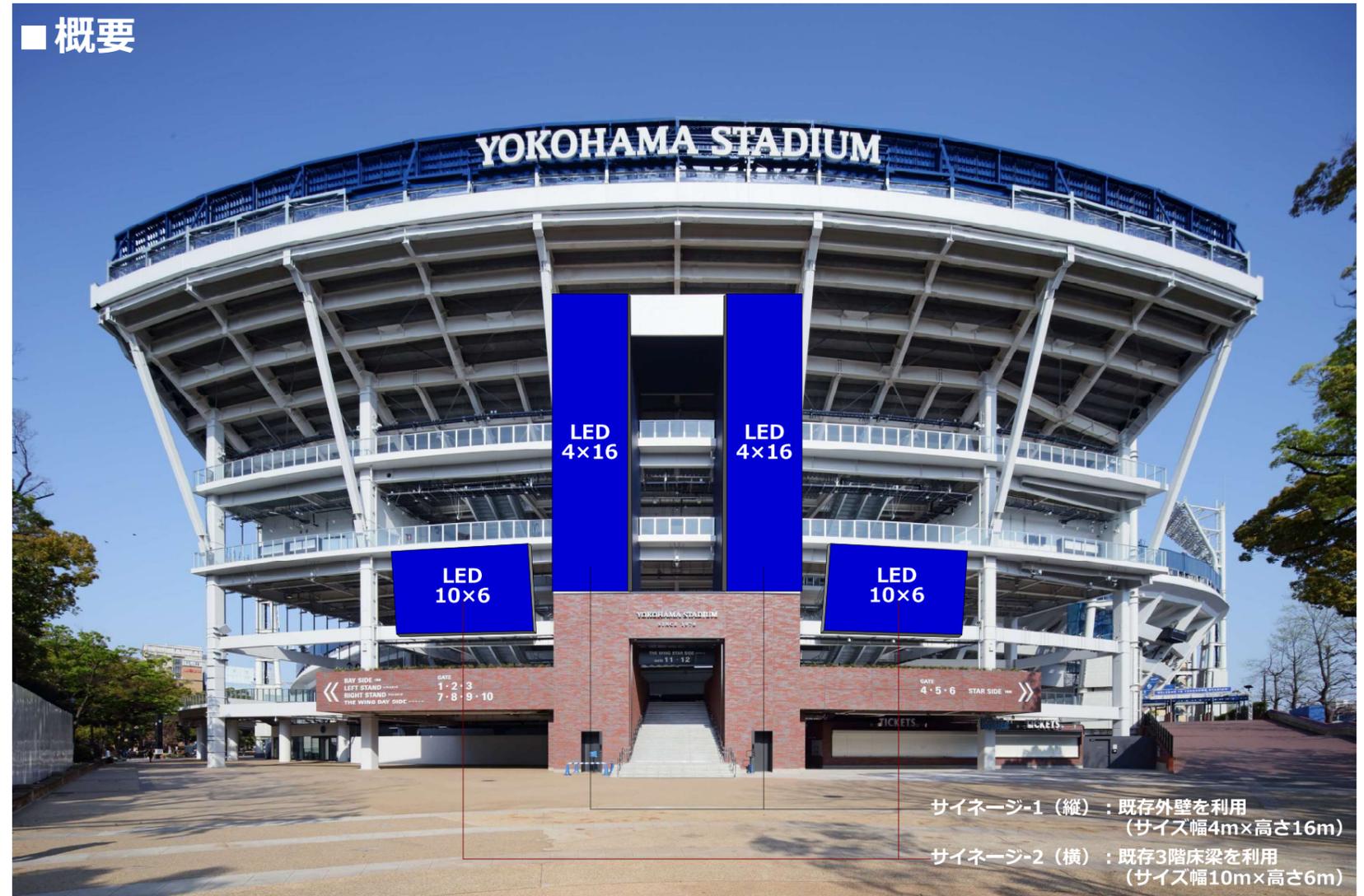
現状の交差点からの見え方

■目的

近年、横浜スタジアム周辺では様々な大規模開発事業が進み、関内駅周辺地区を訪れる来街者が更に増えていくことが期待されます。また、観光・集客、スポーツ・エンタメ等の機能が集積する中で、それらが連携しまち全体で魅力を発揮していく、本施設も積極的に参加し、関内・関外地区の更なる活性化に貢献していきます。

本提案では、多くの人が行き交う関内駅側のレフトウィングにデジタルサイネージを設置し、横浜スタジアムのにぎわいをまち全体のにぎわいへとしみ出していくとともに、関内・関外地区の玄関口として来街者をおもてなしする空間を演出していきます。

■概要



公園内からの見え方

サイネージ-1 (縦) : 既存外壁を利用
(サイズ幅4m×高さ16m)
サイネージ-2 (横) : 既存3階床梁を利用
(サイズ幅10m×高さ6m)

【デジタルサイネージ設置による主な目的】

①横浜スタジアム利用時の演出機能の強化

※アマチュアスポーツ、市民利用、プロ野球、ライブイベント等の様々な使い方を想定

②周辺施設・地域と連携した演出による回遊促進・賑わい創出

③横浜市全域で盛り上げるプロジェクトの魅力発信・機運醸成

※GREEN×EXPO2027等、市域全体で盛り上げる演出への参加

①横浜スタジアム利用時の演出機能の強化

※アマチュアスポーツ、市民利用、プロ野球、ライブイベント等の様々な使われ方を想定

社会人・大学・高校・少年野球・アメフト・少年サッカーなどがアマチュアスポーツ。

特に高校野球は、球児の夢の舞台に向けた日本一熱い！激戦区・神奈川県大会が開催される憧れのスタジアムであり、数々の名勝負の舞台となっている。

アマチュアスポーツ開催時に来場者を誘導することでスムーズな大会運営を実現し、熱い戦いが繰り広げられる特別な生涯忘れられない記憶の場所となる。

アマチュアスポーツ時



①横浜スタジアム利用時の演出機能の強化

※アマチュアスポーツ、市民利用、プロ野球、ライブイベント等の様々な使われ方を想定

年間ホームゲームの開催数は71日あり、オープン戦、クライマックスシリーズ、日本シリーズなどがプロ野球興行となる。

当日の先発選手をスライド表示し、スコアボード表示、スタジアム場内の映像を表出する等、来場者への情報提供・サービスのさらなる向上を図る。

ハマスタの顔を象徴する場であり、ボールパークを訪れる人々の気持ちを高揚させ、スポーツを中心とした街の賑わいの発信地、シビックプライドの場となる。



①横浜スタジアム利用時の演出機能の強化

※アマチュアスポーツ、市民利用、プロ野球、ライブイベント等の様々な使われ方を想定

屋外でのライブイベントは、アーティストとファンにとって忘れられない特別な時間となる。

イベント開催の前後に訪れるファンに向け、気持ちを高め、余韻を楽しむ特別な映像が用意される。

ライブイベントは、スポーツ開催時とは異なる雰囲気での賑わいの場となる。

ライブイベント時



②周辺施設・地域と連携した演出による回遊促進

BUNTAIをメイン会場とするプロバスケットボール【Bリーグ】は、プロ野球のオフシーズンに開幕し、地区を盛り上げる。周辺で開催されるスポーツイベントの案内、これまで5年間に渡り、横浜スタジアム社とDeNAで横浜公園や横浜スタジアムを活用し主催してきた「BALLPARK FANTASIA」などの映像の連動により、スポーツ・健康を主体とした地域の賑わいづくりに貢献する。



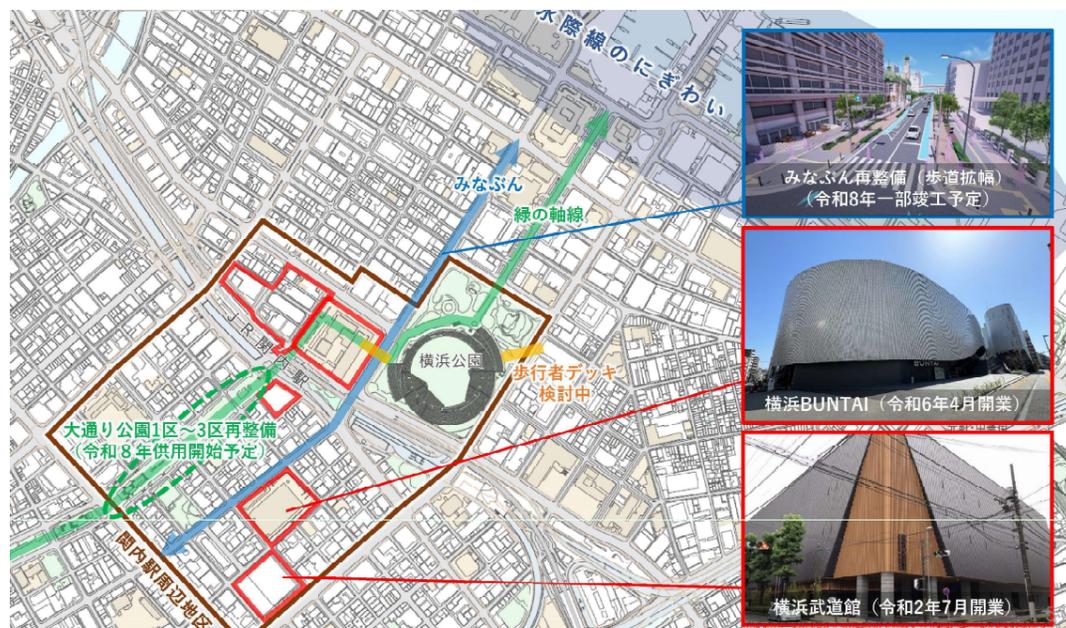
②周辺施設・地域と連携した演出による回遊促進

■周辺施設との連携

横浜スタジアムでイベントのない日は、周辺施設との連携を図ることで、地域の賑わいづくりへの貢献を想定。

関内駅周辺地区エリアコンセプトプランにおける、まちづくりのテーマとして『観光・集客』、求められる機能の一つとして『スポーツ・健康』が掲げられている。

周辺には、BUNTAI、武道館等のスポーツ施設があり、スポーツ・音楽イベントが開催される。



周辺施設図

BUNTAIをメイン会場とするプロバスケットボール【Bリーグ】は、プロ野球のオフシーズンに開幕し、地区を盛り上げる。

横浜ビー・コルセアーズ ホームページより抜粋

■周辺施設からのサイネージ視認性

みなぶん通りの軸線上に、ハマスタのメインエントランスとサイネージが見える。

エリアコンセプト実現のため、たて型サイネージへの【Bリーグ】、音楽イベント等と連動した演出を行い、年間を通して街の賑わいづくりへの貢献が期待される。



みなぶん通りからハマスタ方向を見る



横浜ビー・コルセアーズの情報が提供され、観戦のきっかけとなる(協議中)

③横浜市全域で盛り上げるプロジェクトの魅力発信・機運醸成

※GREEN×EXPO2027等、市域全体で盛り上げる演出への参加

関内・関外地区の玄関口として、多くの人々が行き交うこの場所で、
横浜市全域で盛り上げるプロジェクトの魅力発信を行うことで、市民の機運醸成の一役を担う。

(例) GREEN×EXPO2027



その他（通常時の質の高い空間演出）

スタジアムや周辺地域でのイベントがない時は市民の憩いの場でもある公園として落ち着いた空間演出を行います。
その際には、例えば関内・関外地区の玄関口として横浜公園や関内・関外地区の歴史・魅力を伝えるなど、地区のブランディングに貢献する演出を検討します。



その他（災害発生時）

有事の際の情報提供手段を確保することで、来街者の安全を守る。

震源、各地の震度を表示、避難場所への情報提供等をタイムリーに行う。

海外からの旅行者にもQRコード表示による案内等を行うことで、有効な情報提供手段となる。



設置位置・大きさ検討

■ たて型サイネージ

たて型は、これまでシート貼でシーズン毎に更新を行い、ハマスタを象徴するアイコン・写真スポットとなっている。スタジアムの活用シーンに合わせた魅力ある演出が滲みだされ、まちの賑わい創出に貢献する。



2020オリンピック野球・ソフトボール開催時



信号待ちの人々の正面にたて型サイネージが見える

■ よこ型サイネージ

よこ型は、横断歩道を渡り公園内に入った際の映像情報提供を目的とする。設置にあたり、既存躯体への荷重検討、避難安全条件をクリアし、かつ、周辺への影響を考慮しながら、賑わいづくりへの貢献について議論を重ねた。歩行者・公園利用者が最も映像と情報を見やすい位置の検討を行っている。



案	検討A案	検討B案	検討C案
大きさ	幅12m×高さ7m	幅16m×高さ9m	幅10m×高さ6m
設置階	2階	3階	2階
検討	設置面が手前となり構造フレームがないため、サイネージの荷重が構造的に負担できない。下部の緑化にも影響する。	構造フレームを利用しサイネージを固定。景観上、大きく好ましくない。屋外避難階段の開放性確保できず、たて型と映像が干渉。距離が離れ情報の視認性は悪い。	構造フレームを利用してサイネージを固定。階段の開放性を確保し、たて型との映像の干渉なく、距離が近く、情報の視認性が良い。

2階への設置、構造条件と屋外避難階段の開放性をクリアし、たて型との映像干渉を避け、最も情報を見やすい位置・大きさ・仰角等の検討によりスポーツを中心とした都市の賑わいづくりに貢献出来る『かたち』を採用。



設置位置・大きさの妥当性の検討

■ 横断歩道手前での確認

横断歩道手前で『たて型サイネージ』の大きさ・仰角を確認した。たて型部分は、2000年のグランドオープンから毎年シートサインを更新し、オリンピック時は特別仕様としている。現状より小さくすることは、賑わい創出の演出が難しいと判断。スタジアムを象徴するアイコンとして『たて型サイネージ』の大きさの妥当性をスタジアム関係者立会いのもとで確認を行っている。



2024.09.24 現地での立会確認 (A点)

■ 公園内での確認

横断歩道を渡り公園内で『よこ型サイネージ』の大きさ・位置を確認。10m×6mの実大シートにより、たて型サイネージと干渉しないこと、賑わい創出エリアのサイネージとして、文字情報・映像の視認性、見やすい仰角であることをスタジアム関係者立会いのもとで確認している。確認調整事項として、景観計画をふまえ、3階床より低い位置をサイネージ上端とする調整を行うこととしている。

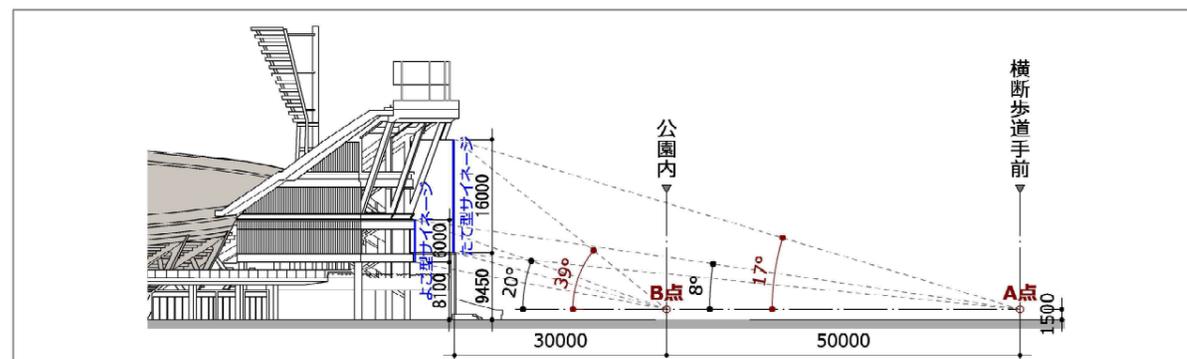


2024.09.24 現地での立会確認 (B点)

2階に納めます

■ 仰角の検討

横断歩道手前 (A点)、公園内 (B点) 共に見やすい仰角であることを確認。



仰角の検討図

■ よこ型サイネージの設置高さ検討



変更前



変更後 (よこ型サイネージ設置高さ2階部分に変更)

■ 法的整理

景観計画（主に設置高さについて）

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、**魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。**
 1 関内地区全域の制限 <映像装置>
 映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない

屋外広告物条例・屋外広告物条例施行規則（主にサイズについて）

屋外広告物条例
 (許可)
 第9条
 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。
 2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。
 (広告物等に係る基準等)
 第16条
 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。
 (1)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等
 (2)～(11) 略
 (許可の特例)
 第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

屋外広告物条例施行規則
 第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
 (1) 外面を利用する広告物等(投影広告物を除く。以下この号及び第10号において同じ。)に係る基準
 ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積(映像装置を使用する広告物等にあつては、**映像を表示する部分の表示面積に4を乗じて得た面積**とその他の部分の表示面積との合計。次号ア(イ)から(カ)まで及びイ(ア)並びに第5号イ(イ)から(エ)まで及び(オ)c並びに第10号ア(ア)、イ(イ)及びエ(ア)において同じ。)の合計は、**当該外面の面積の10分の3以下**とすること。

■ 関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン (横浜公園に関する部分抜粋)

【機能の誘導】
 明治9年開園の歴史ある公園であり、外国人と日本人双方が利用できたことから「彼我(ひが)公園」と呼ばれていました。緑豊かな公園は市民が憩い・くつろぐ場として貴重なことに加え、横浜スタジアムはプロスポーツや市民スポーツの拠点となっています。歴史と緑を尊重し、**周辺環境と強調しながら、街の賑わい創出につながるよう、公園の魅力を高めます。**

■ コンテンツの審査について

審査対象 : 第三者広告 および 通常時のコンテンツ ※
審査体制例 : まちづくり/公園/広告/地域経済等の専門家等 ※
審査基準例 :
 ・ 地域性を踏まえた、横浜の賑わい創りに資するもの ※
 ・ 界限に活気をもたらすような表現、斬新で新鮮なアイデアを持っていること ※
 ・ 公共空間に掲出されることを踏まえた、都市景観を向上させるもの ※
 ・ 公序良俗に反しないもの ※
 ※今後、横浜市と協議予定

横浜スタジアム側 審査体制 ※



↓ 審査 ※

旧市庁舎街区側



情報共有 ※

情報共有を行い
 周辺イベント同時開催時は連携予定



コンテンツ例 ※